

## 令和6年度文京区内部統制評価報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第4項に規定する評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

区においては、法第150条第2項及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「文京区内部統制に関する方針」（令和元年11月11日）を策定し、当該方針に定めた財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行いました。

### 2 評価手続

令和6年度（会計年度）を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに準拠し、区の体制に応じて財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

なお、原則として、法第235条の5に規定する出納の閉鎖までの間の整理事項は、評価基準日までに整理されたものとします。

### 3 評価結果

上記評価手続のとおり、評価作業を実施した結果、運用上の重大な不備を2件把握したことから、区の財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

### 4 不備の是正に関する事項

3の運用上の重大な不備及び是正状況は、次のとおりです。

- (1) 企画政策部財政課において、職員が予算流用手続で本来行うべき上司への協議を怠り、自らが調達した上司の印鑑を流用申請書に押印し、決裁が完了したように偽装していたもので、関係部署に対しても、流用の承認がなされた旨の虚偽の報告をしていました。このような不適切な事務処理が、令和6年2月から令和7年3月にかけて、合計131件の予算流用において行われており、区に対する信用を大きく失墜させたものです。また、本事案の発覚後、複数の部署において予算流用申請書の決裁のやり直しが必要となりました。

是正措置として、流用申請書の決裁を紙回議から電子回議に変更することで、事務の効率化を図るとともに、印鑑の不正使用を防止してまいります。また、適正な予算流用手続とコンプライアンスの遵守について、課内での周知を徹底するとともに、所属長や係長が定期的なヒヤリングを実施して職員の状況を把握し、適宜事務分担の調整を行うなど、引き続き業務体制の改善に努めてまいります。

(2) 区立中学校において、生徒用タブレット端末でアクセスできるサーバ内に、在校生 84 名の個人情報を含むファイルが格納され、閲覧可能な状態となっていたもので、保護者からの指摘により判明しました。教職員が当該ファイルを誤って生徒がアクセスできるサーバ内に保存してしまったことが原因であり、個人情報の取扱いについて管理職による教職員への指導徹底が十分になされていませんでした。

区では前年度にも同様の事案が発生しており、個人情報保護委員会による行政指導の対象となっていたところ、再び不備が発生したことは、区に対する信用を大きく失墜させたものです。

是正措置として、全ての区立学校の校務用パソコンについて、ファイルの移動を制限する措置を講じました。併せて、教職員に対して個人情報の管理の徹底を指導するとともに、再発防止に向けた服務に関する研修等を実施してまいります。

上記のような不適切な事案が発生したことについては、全庁的に共有を図るとともに、同様の不備が発生することがないように、組織的かつ効果的に内部統制に取り組むことで、一層適正な業務執行の確保に努めてまいります。

令和7年7月17日 文京区長 成澤 廣修